

地域支えあい事業助成金について

1 助成額について

- ① 市社協 より10万円
※コミセン電話を相談窓口として使用している場合は36,000円加算
※新規開設の際は開設助成金として10万円加算
 - ② 区社協 より1万円
※生活支援事業利用登録者数に応じた加算
(30名以下10,000円 31~50名15,000円 51名以上20,000円)
- ★市・区社協助成金ともに余剰金が生じた場合は返金
★返還金の取り扱いは推進協と同様

合計額を
交付

2 主な使途について

- ① 市社協助成金：事業経費（消耗品、備品、研修、交通費 湯茶代等 ※ボランティア活動保険料は不可）
- ② 区社協助成金：事業経費（特に指定なし）
【対象外】
 - ・認定事業への再助成
 - ・登録ボランティアへの現金（金券）の支払い
 - ・過度な飲食代

3 経理事務について

- ① 金銭の出納は、金銭出納帳（任意様式）に記載。
- ② 助成金の使途が分かるように、領収書を事業終了後3年間保管。
- ③ 本会からの助成金交付通知書等の関係文書の一括保管。
- ④ **物品購入の取り扱いは推進協助成金と同様**

4 本会への報告について

年度途中に代表者や口座名義などの変更があった場合はその旨をご連絡ください。

5 提出方法

推進協の取り扱いと同様

6 提出書類

- ① 令和2年度事業報告関係書類
- ② 令和3年度助成金申請関係書類

③事業報告の添付書類

- ・作成したチラシや周知文
 - ・領収書またはレシートの写し
- （書類でのご提出の際は、事前に**推進協**でコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いいたします。）

（既存学区）提出期限：5月14日（金）

※新規申請は随時